

兵庫県公報

令和2年2月25日 火曜日 第85号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	9
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	9
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	10
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	10
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	14
○ 同 上（同）	18
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	24
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	24
○ 同 上（中播磨県民センター）	24
病院局公告	
○ 入札公告（県立尼崎総合医療センター）	25

告 示

兵庫県告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

中佐土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
田中辰雄

住 所
豊岡市大谷391番地

~~~~~

兵庫県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市常本土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所                |
|-------|------|-------------------|
| 理事    | 石井康昭 | 神戸市西区平野町常本493番地の1 |
| 同     | 石井正裕 | 同 市同区平野町常本480番地   |
| 同     | 戸田清敏 | 同 市同区平野町常本198番地   |
| 同     | 戸田良治 | 同 市同区平野町常本278番地の3 |
| 同     | 橋本慧祥 | 同 市同区平野町常本224番地   |
| 同     | 橋本勝夫 | 同 市同区平野町常本260番地   |
| 同     | 橋本智  | 同 市同区平野町常本240番地   |
| 同     | 橋本卓三 | 同 市同区平野町常本238番地   |
| 同     | 藤本吉秀 | 同 市同区平野町常本278番地の5 |
| 同     | 藤本登  | 同 市同区平野町常本255番地   |
| 同     | 中部義昭 | 同 市同区平野町常本201番地   |
| 監事    | 戸田照正 | 同 市同区平野町常本279番地の2 |
| 同     | 中部光男 | 同 市同区平野町常本491番地の1 |
| 同     | 橋本高博 | 同 市同区平野町常本514番地の3 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所                |
|-------|------|-------------------|
| 理事    | 石井康昭 | 神戸市西区平野町常本493番地の1 |
| 同     | 石井正裕 | 同 市同区平野町常本480番地   |
| 同     | 戸田清敏 | 同 市同区平野町常本198番地   |
| 同     | 戸田清隆 | 同 市同区平野町常本278番地の3 |
| 同     | 中部義昭 | 同 市同区平野町常本201番地   |
| 同     | 橋本慧祥 | 同 市同区平野町常本224番地   |
| 同     | 橋本勝夫 | 同 市同区平野町常本260番地   |
| 同     | 橋本智  | 同 市同区平野町常本240番地   |
| 同     | 橋本卓三 | 同 市同区平野町常本238番地   |
| 同     | 藤本吉秀 | 同 市同区平野町常本278番地の5 |
| 同     | 藤本勝博 | 同 市同区平野町常本255番地   |
| 監事    | 戸田照正 | 同 市同区平野町常本279番地の2 |
| 同     | 中部光男 | 同 市同区平野町常本491番地の1 |
| 同     | 橋本高博 | 同 市同区平野町常本514番地の3 |



兵庫県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
|------------|-----------|
| 神戸市生野土地改良区 | 令和2年1月29日 |



兵庫県告示第181号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
トクセン工業株式会社  
小野市住吉町南山1081番地  
代表取締役社長 金井宏彰
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
トクセン工業株式会社  
小野市住吉町南山1081番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                       |                               |                                |       |                              |       |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------|------------------------------|-------|
| 種                                                     | 類                             | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1、2) |       | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3) |       |
| 能                                                     | 力                             | 1万m <sup>3</sup> /日・基          |       | 1kg/日                        |       |
| 工                                                     | 事 着 手 予 定 年 月 日               | 許可後                            |       | 同 左                          |       |
| 工                                                     | 事 完 成 予 定 年 月 日               | 着手後2週間                         |       | 同 左                          |       |
| 使                                                     | 用 開 始 予 定 年 月 日               | 完成後                            |       | 同 左                          |       |
| 使                                                     | 用時間の間隔及び1日当たりの使用時間            | 24時間連続                         |       | 同 左                          |       |
| 使                                                     | 用時間の季節的変動の概要                  | なし                             |       | 同 左                          |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 <sup>り</sup> の値及び最大の値 | 区 分                           | 通常                             | 最大    | 通常                           | 最大    |
|                                                       | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>( 水 素 指 数 )  | 4～8                            | 3～9   | 4～8                          | 3～9   |
|                                                       | 生物化学的酸素要求量<br>( 単 位 mg/L )    | 850                            | 1,500 | 1,000                        | 2,000 |
|                                                       | 化学的酸素要求量<br>( 単 位 mg/L )      | 850                            | 1,500 | 1,000                        | 2,000 |
|                                                       | 浮 遊 物 質 量<br>( 単 位 mg/L )     | 100                            | 200   | 100                          | 200   |
|                                                       | 窒 素 含 有 量<br>( 単 位 mg/L )     | 6,000                          | 9,000 | 5,000                        | 7,000 |
|                                                       | 磷 含 有 量<br>( 単 位 mg/L )       | 1,000                          | 2,000 | 2,000                        | 3,000 |
|                                                       | 溶 解 性 鉄 含 有 量<br>( 単 位 mg/L ) | —                              | —     | —                            | —     |
|                                                       | ほう素及びその化合物<br>( 単 位 mg/L )    | —                              | —     | —                            | —     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>( 単 位 mg/L )     | 5,000                         | 8,000                          | 4,000 | 6,000                        |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)      | 0/基                           | 0.4/基                          | 0     | 0.1                          |       |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

| 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4) |       | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 5) |    | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 6) |      | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 7) |      |
|------------------------------|-------|------------------------------|----|------------------------------|------|------------------------------|------|
| 同 左                          |       | 30kg/日                       |    | 20kg/日                       |      | 10kg/日                       |      |
| 同 左                          |       | 同 左                          |    | 同 左                          |      | 同 左                          |      |
| 同 左                          |       | 同 左                          |    | 同 左                          |      | 同 左                          |      |
| 同 左                          |       | 同 左                          |    | 同 左                          |      | 同 左                          |      |
| 同 左                          |       | 同 左                          |    | 同 左                          |      | 同 左                          |      |
| 同 左                          |       | 同 左                          |    | 同 左                          |      | 同 左                          |      |
| 通常                           | 最大    | 通常                           | 最大 | 通常                           | 最大   | 通常                           | 最大   |
| 12~14                        | 12~14 | 5                            | 10 | 7~9                          | 6~10 | 7~9                          | 6~10 |
| 850                          | 1,500 | 5                            | 10 | 5                            | 10   | 5                            | 10   |
| 850                          | 1,500 | 20                           | 30 | 20                           | 30   | 20                           | 30   |
| 100                          | 200   | 20                           | 50 | 20                           | 50   | 20                           | 50   |
| 6,000                        | 9,000 | 5                            | 10 | 5                            | 10   | 5                            | 10   |
| 1,000                        | 2,000 | 2                            | 5  | 2                            | 5    | 2                            | 5    |
| —                            | —     | 20                           | 25 | 2                            | 5    | 2                            | 5    |
| —                            | —     | —                            | —  | —                            | —    | —                            | —    |
| —                            | —     | —                            | —  | —                            | —    | —                            | —    |
| 0                            | 0.005 | 8                            | 11 | 8                            | 11   | 14                           | 18   |

|                                     |     |                                        |         |                       |        |                       |        |
|-------------------------------------|-----|----------------------------------------|---------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 65号 酸又はアルカリ<br>による表面処理施設<br>(No. 8) |     | 65号 酸又はアルカリ<br>による表面処理施設<br>(No. 9～11) |         | 61号二 焼入れ施設<br>(No. 1) |        | 61号二 焼入れ施設<br>(No. 2) |        |
| 480g/日                              |     | 720g/日・基                               |         | 30kg/日                |        | 20kg/日                |        |
| 同 左                                 |     | 同 左                                    |         | 同 左                   |        | 同 左                   |        |
| 同 左                                 |     | 同 左                                    |         | 同 左                   |        | 同 左                   |        |
| 同 左                                 |     | 同 左                                    |         | 同 左                   |        | 同 左                   |        |
| 同 左                                 |     | 同 左                                    |         | 同 左                   |        | 同 左                   |        |
| 同 左                                 |     | 同 左                                    |         | 同 左                   |        | 同 左                   |        |
| 通常                                  | 最大  | 通常                                     | 最大      | 通常                    | 最大     | 通常                    | 最大     |
| 3～6                                 | 2～7 | 12～14                                  | 12～14   | 7                     | 8      | 7                     | 8      |
| 10                                  | 15  | 850                                    | 1,500   | 10,000                | 50,000 | 10,000                | 50,000 |
| 10                                  | 15  | 850                                    | 1,500   | 10,000                | 50,000 | 10,000                | 50,000 |
| 10                                  | 20  | 10                                     | 20      | —                     | —      | —                     | —      |
| 3                                   | 5   | 50                                     | 100     | —                     | —      | —                     | —      |
| 0.5                                 | 1   | 10                                     | 20      | —                     | —      | —                     | —      |
| —                                   | —   | —                                      | —       | —                     | —      | —                     | —      |
| —                                   | —   | —                                      | —       | —                     | —      | —                     | —      |
| —                                   | —   | —                                      | —       | —                     | —      | —                     | —      |
| 10                                  | 12  | 0/基                                    | 0.024/基 | 0                     | 0.02   | 0                     | 0.02   |

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 66号 電気めつき施設<br>(No. 1～3) |      |
| 3kg/日・基                  |      |
| 同 左                      |      |
| 同 左                      |      |
| 同 左                      |      |
| 同 左                      |      |
| 同 左                      |      |
| 通常                       | 最大   |
| 3～6                      | 2～7  |
| 10                       | 15   |
| 10                       | 15   |
| 10                       | 20   |
| 3                        | 5    |
| 0.5                      | 1    |
| —                        | —    |
| 2                        | 3    |
| —                        | —    |
| 13.33/基                  | 16/基 |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年2月25日から同年3月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び小野市市民安全部生活環境グループ



**兵庫県告示第182号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和元年11月5日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域  
丹波篠山市黒田地内



**兵庫県告示第183号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年2月1日から同年3月25日まで
- 3 作業地域  
姫路市広畑区夢前町四丁目地内



**兵庫県告示第184号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量（改測））
- 2 作業期間  
令和2年2月10日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市若山町地内



**兵庫県告示第185号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年2月17日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市松山町地内



**兵庫県告示第186号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和元年5月27日から令和2年2月3日まで
- 3 作業地域  
豊岡市栴江地内



**兵庫県告示第187号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年2月25日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年2月25日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                            |    |                 |              |    |
|--------------|----------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                               | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>小野藍本線  | 加東市厚利字買原168番1から<br>同市厚利字山本37番4まで | 旧  | 6.0から<br>21.0まで | 666.0        |    |
|              |                                  | 新  | 9.0から<br>26.0まで | 666.0        |    |



**兵庫県告示第188号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年2月25日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年2月25日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                 |    |                  |              |    |
|--------------|---------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>250号   | 赤穂市砂子字土手ノ下381番4から<br>同市砂子字土手ノ下368番3まで | 旧  | 15.0から<br>41.0まで | 200.0        |    |
|              |                                       | 新  | 26.0から<br>50.0まで | 200.0        |    |



**兵庫県告示第189号**

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1の表景観形成地区（条例第4条第1項第2号）の款を次のように改める。

|                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                           |             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 景観形成地区<br>(条例第4条<br>第1項第2<br>号)                                                                                                    | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域                                                                                                                                                                                       | たつの市<br>洲本市 |
|                                                                                                                                    | 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第8条第1項の規定により指定された新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区の区域                                                                                                                                                                      | 新温泉町        |
|                                                                                                                                    | 景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された高砂市高砂地区歴史的景観形成地区、住宅街等景観形成地区及びまちなか景観形成地区の区域のうち次の区域<br>(1) 高砂市の都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域(以下「用途地域」という。)の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域(ただし、(2)に掲げる区域を除く。)<br>(2) 工業地域のうち、高砂樋門から永楽橋を経て海に通じる水面(通称「堀川」)の護岸から50メートル以内の区域 | 高砂市         |
|                                                                                                                                    | 景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された加西市北条地区歴史的景観形成地区のうち、次の区域<br>(1) 県道三木宍粟線の路端から30メートル以内の区域<br>(2) 県道大和北条停車場線の路端から30メートル以内の区域<br>(3) 市道北条栗田線の路端から30メートル以内の区域                                                                                     | 加西市         |
| 景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区のうち、次の区域<br>(1) 宍粟市の用途地域の近隣商業地域(ただし、(2)に掲げる区域を除く。)<br>(2) 県道宍粟下徳久線の路端から30メートル以内の区域 | 宍粟市                                                                                                                                                                                                                                       |             |



**兵庫県告示第190号**

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、西宮市から阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

事業の名称及び施行者の名称

事業の名称 阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業

施行者の名称 西宮市



**兵庫県告示第191号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12(兵庫県の指定金融機関等の名称等)の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

3の表中

「

|              |    |
|--------------|----|
| 備前日生信用金庫     | 同上 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 同上 |
| 近畿労働金庫       | 同上 |

」

を

「

|          |    |
|----------|----|
| 備前日生信用金庫 | 同上 |
| 近畿労働金庫   | 同上 |

」

に改める。

公 告

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 多田Ⅱ<br>(102010386)       | 姫路市山田町多田（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 豊富(1)Ⅱ<br>(102010387)    | 姫路市豊富町豊富（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐良和Ⅱ<br>(102010388)      | 姫路市飾東町佐良和（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 志吹Ⅰ-2<br>(102010389)     | 姫路市飾東町志吹（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 八重畑Ⅰ-2<br>(102010390)    | 姫路市飾東町八重畑（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 城見台(2)Ⅰ-2<br>(102010391) | 姫路市城見台一丁目（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月4日（水）から同月18日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年3月18日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|--------------------|---------------------|
| 寺町 I-2<br>(128010321) | 宍粟市山崎町上寺 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当  
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第790号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

志吹 I (102010189) の項中別図22、八重畑 I (102010201) の項中別図31、豊富 II (102010234) の項中別図64、城見台(2) I (102010244) の項中別図74を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成18年兵庫県告示第875号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

上比地BⅡ(128010060)の項中別図49を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第112号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

寺町Ⅰ(128010219)の項中別図20、横須AⅡ(128010227)の項中別図28を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式



兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 大釜(2) I<br>(102010169) | 姫路市飾東町大釜(別図1のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 小原(1) I<br>(102010170) | 姫路市飾東町小原(別図2のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 小原(2) I<br>(102010171) | 姫路市飾東町小原(別図3のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 小原(3) I<br>(102010172) | 姫路市飾東町小原(別図4のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 小原Ⅲ<br>(102010173)     | 姫路市飾東町小原(別図5のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 小原新 I<br>(102010174)   | 姫路市飾東町小原新(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 小原新Ⅲ<br>(102010175)    | 姫路市飾東町小原新(別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 北野(1)Ⅲ<br>(102010176)  | 姫路市飾東町北野(別図8のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 北野(2)Ⅲ<br>(102010177)  | 姫路市飾東町北野(別図9のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 清住(1)Ⅱ<br>(102010182)  | 姫路市飾東町清住(別図10のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 清住(2)Ⅱ<br>(102010183)  | 姫路市飾東町清住(別図11のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 清住Ⅲ<br>(102010185)     | 姫路市飾東町清住(別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 塩崎(1)Ⅲ<br>(102010187)  | 姫路市飾東町塩崎(別図13のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 塩崎(2)Ⅲ<br>(102010188)  | 姫路市飾東町塩崎(別図14のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 志吹 I<br>(102010189)    | 姫路市飾東町志吹(別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |
| 唐端新 I<br>(102010190)   | 姫路市飾東町唐端新(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図16のとおり                      |
| 唐端新(2)Ⅱ<br>(102010192) | 姫路市飾東町唐端新(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図17のとおり                      |

|                         |                                      |         |          |
|-------------------------|--------------------------------------|---------|----------|
| 唐端新(4)Ⅱ<br>(102010194)  | 姫路市飾東町志吹(別図18の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 唐端新(2)Ⅲ<br>(102010197)  | 姫路市飾東町唐端新<br>加古川市志方町西牧(別図19<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 唐端新(3)Ⅲ<br>(102010198)  | 姫路市飾東町唐端新(別図20<br>のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 豊国(1)Ⅰ<br>(102010199)   | 姫路市飾東町豊国(別図21の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 豊国Ⅲ<br>(102010200)      | 姫路市飾東町豊国(別図22の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 八重畑Ⅰ<br>(102010201)     | 姫路市飾東町八重畑(別図23<br>のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 八重畑(3)Ⅰ<br>(102010203)  | 姫路市飾東町八重畑(別図24<br>のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 八重畑Ⅱ<br>(102010204)     | 姫路市飾東町八重畑(別図25<br>のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 八重畑(2)Ⅲ<br>(102010206)  | 姫路市飾東町八重畑(別図26<br>のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 山崎Ⅱ<br>(102010207)      | 姫路市飾東町山崎(別図27の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 夕陽ヶ丘(1)Ⅰ<br>(102010208) | 姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図<br>28のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 夕陽ヶ丘(3)Ⅰ<br>(102010210) | 姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図<br>29のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 夕陽ヶ丘(4)Ⅰ<br>(102010211) | 姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図<br>30のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 御蔭Ⅰ<br>(102010227)      | 姫路市豊富町御蔭(別図31の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 御蔭Ⅱ<br>(102010228)      | 姫路市豊富町御蔭(別図32の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 御蔭(1)Ⅲ<br>(102010230)   | 姫路市豊富町御蔭(別図33の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 御蔭(2)Ⅲ<br>(102010231)   | 姫路市豊富町御蔭(別図34の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 神谷(2)Ⅱ<br>(102010232)   | 姫路市豊富町神谷(別図35の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 神谷Ⅲ<br>(102010233)      | 姫路市豊富町神谷(別図36の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |

|                        |                     |         |          |
|------------------------|---------------------|---------|----------|
| 豊富Ⅱ<br>(102010234)     | 姫路市豊富町豊富(別図37のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 多田Ⅲ<br>(102010237)     | 姫路市山田町多田(別図38のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 東多田Ⅰ<br>(102010238)    | 姫路市山田町多田(別図39のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 西山田Ⅰ<br>(102010240)    | 姫路市山田町西山田(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 南山田Ⅲ<br>(102010241)    | 姫路市山田町南山田(別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 福地Ⅱ<br>(102010242)     | 姫路市山田町南山田(別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 城見台(2)Ⅰ<br>(102010244) | 姫路市城見台一丁目(別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 城見台(3)Ⅰ<br>(102010245) | 姫路市城見台三丁目(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 城見台(4)Ⅰ<br>(102010246) | 姫路市城見台二丁目(別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 城見台(5)Ⅰ<br>(102010247) | 姫路市城見台二丁目(別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 多田Ⅱ<br>(102010386)     | 姫路市山田町多田(別図47のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 豊富(1)Ⅱ<br>(102010387)  | 姫路市豊富町豊富(別図48のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 佐良和Ⅱ<br>(102010388)    | 姫路市飾東町佐良和(別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 北野川Ⅰ<br>(202010089)    | 姫路市飾東町北野(別図50のとおり)  | 土石流     | 別図50のとおり |
| 庄川第2Ⅰ<br>(202010093)   | 姫路市飾東町豊国(別図51のとおり)  | 土石流     | 別図51のとおり |
| 佐土川Ⅱ<br>(202010100)    | 姫路市飾東町山崎(別図52のとおり)  | 土石流     | 別図52のとおり |
| 城山東谷Ⅰ<br>(202010106)   | 姫路市豊富町豊富(別図53のとおり)  | 土石流     | 別図53のとおり |
| 金竹東Ⅱ<br>(202010110)    | 姫路市豊富町御蔭(別図54のとおり)  | 土石流     | 別図54のとおり |
| 金竹奥Ⅱ<br>(202010111)    | 姫路市豊富町御蔭(別図55のとおり)  | 土石流     | 別図55のとおり |
| 生野谷Ⅱ<br>(202010112)    | 姫路市豊富町御蔭(別図56のとおり)  | 土石流     | 別図56のとおり |

|                        |                                     |         |          |
|------------------------|-------------------------------------|---------|----------|
| 糸井(1) I<br>(137000012) | 揖保郡太子町糸井<br>姫路市勝原区朝日谷(別図57<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 糸井(2) I<br>(137000013) | 揖保郡太子町糸井<br>姫路市網干区和久(別図58の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |

(別図1から別図58までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 下比地bⅢ<br>(128010055) | 宍粟市山崎町下比地(別図1<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 下比地AⅡ<br>(128010056) | 宍粟市山崎町下比地(別図2<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 下比地I<br>(128010057)  | 宍粟市山崎町下比地(別図3<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 中比地bⅢ<br>(128010058) | 宍粟市山崎町中比地(別図4<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |

|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 中比地AⅡ<br>(128010059)   | 宍粟市山崎町中比地(別図5<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 上比地BⅡ<br>(128010060)   | 宍粟市山崎町上比地(別図6<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 山崎(1)Ⅰ<br>(128010061)  | 宍粟市山崎町上比地(別図7<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 上比地AⅡ<br>(128010062)   | 宍粟市山崎町上比地(別図8<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 比地AⅡ<br>(128010063)    | 宍粟市山崎町金谷(別図9の<br>とおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 段aⅢ<br>(128010078)     | 宍粟市山崎町段(別図10のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 段BⅡ<br>(128010079)     | 宍粟市山崎町段(別図11のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 段(2)Ⅰ<br>(128010080)   | 宍粟市山崎町段(別図12のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 段AⅡ<br>(128010081)     | 宍粟市山崎町段(別図13のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 段CⅡ<br>(128010082)     | 宍粟市山崎町段(別図14のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 春安bⅢ<br>(128010083)    | 宍粟市山崎町段(別図15のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 春安aⅢ<br>(128010084)    | 宍粟市山崎町春安(別図16の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 春安Ⅰ<br>(128010085)     | 宍粟市山崎町春安(別図17の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 木谷cⅢ<br>(128010086)    | 宍粟市山崎町木谷(別図18の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 木谷dⅢ<br>(128010087)    | 宍粟市山崎町木谷(別図19の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 木谷bⅢ<br>(128010088)    | 宍粟市山崎町木谷(別図20の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 最上山Ⅰ<br>(128010089)    | 宍粟市山崎町元山崎(別図21<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 最上山(2)Ⅰ<br>(128010090) | 宍粟市山崎町元山崎(別図22<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 加生(2)Ⅰ<br>(128010091)  | 宍粟市山崎町門前(別図23の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 加生Ⅰ<br>(128010092)     | 宍粟市山崎町加生(別図24の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |

|                            |                         |         |          |
|----------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 木谷 a III<br>(128010093)    | 宍粟市山崎町木谷 (別図25の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 高下 d III<br>(128010094)    | 宍粟市山崎町市場 (別図26の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 高下 B II<br>(128010095)     | 宍粟市山崎町高下 (別図27の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 高下 (3) I<br>(128010097)    | 宍粟市山崎町高下 (別図28の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 高下 C II<br>(128010098)     | 宍粟市山崎町高下 (別図29の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 高下 (1) I<br>(128010099)    | 宍粟市山崎町高下 (別図30の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 高下 b III<br>(128010100)    | 宍粟市山崎町高下 (別図31の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 高下 a III<br>(128010101)    | 宍粟市山崎町高下 (別図32の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 高下 A II<br>(128010102)     | 宍粟市山崎町高下 (別図33の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 青木 B II<br>(128010103)     | 宍粟市山崎町高下 (別図34の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 青木 C II<br>(128010104)     | 宍粟市山崎町青木 (別図35の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 青木 (2) I<br>(128010105)    | 宍粟市山崎町青木 (別図36の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 青木 c III<br>(128010106)    | 宍粟市山崎町青木 (別図37の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 青木 b II<br>(128010107)     | 宍粟市山崎町青木 (別図38の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 青木 (1) I<br>(128010108)    | 宍粟市山崎町青木 (別図39の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 中井 (1) B II<br>(128010109) | 宍粟市山崎町青木 (別図40の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 中井 (1) A II<br>(128010110) | 宍粟市山崎町青木 (別図41の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 中井 b III<br>(128010111)    | 宍粟市山崎町青木 (別図42の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 中井 (2) B II<br>(128010112) | 宍粟市山崎町青木 (別図43の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 中井 I<br>(128010113)        | 宍粟市山崎町青木 (別図44の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |

|                           |                         |         |          |
|---------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 中井 c III<br>(128010114)   | 宍粟市山崎町青木 (別図45の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 中井(2) A II<br>(128010115) | 宍粟市山崎町青木 (別図46の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 中井 d III<br>(128010116)   | 宍粟市山崎町青木 (別図47の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 中井 a III<br>(128010117)   | 宍粟市山崎町青木 (別図48の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 青木 A II<br>(128010118)    | 宍粟市山崎町青木 (別図49の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 比地町 B II<br>(128010119)   | 宍粟市山崎町青木 (別図50の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 比地町 A II<br>(128010121)   | 宍粟市山崎町青木 (別図51の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 比地町 C II<br>(128010122)   | 宍粟市山崎町青木 (別図52の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 比地町 D II<br>(128010123)   | 宍粟市山崎町青木 (別図53の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 比地町 a III<br>(128010124)  | 宍粟市山崎町青木 (別図54の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 塩田(5) I<br>(128010125)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図55の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 塩田 a III<br>(128010126)   | 宍粟市山崎町塩田 (別図56の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 塩田(2) I<br>(128010127)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図57の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 塩田(3) I<br>(128010128)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図58の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 塩田(4) I<br>(128010129)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図59の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 塩田 C II<br>(128010130)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図60の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 塩田 b II<br>(128010131)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図61の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 塩田(1) I<br>(128010132)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図62の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 塩田 B II<br>(128010133)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図63の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 塩田 A II<br>(128010134)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図64の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |

|                          |                          |         |          |
|--------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 寺西 f Ⅲ<br>(128010135)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図65の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 寺西 I<br>(128010136)      | 宍粟市山崎町塩田 (別図66の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 寺西 C Ⅱ<br>(128010137)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図67の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 寺西 (2) I<br>(128010138)  | 宍粟市山崎町塩田 (別図68の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 寺西 A Ⅱ<br>(128010139)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図69の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 寺西 e Ⅲ<br>(128010140)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図70の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 寺西 B Ⅱ<br>(128010141)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図71の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 寺西 D Ⅱ<br>(128010142)    | 宍粟市山崎町塩田 (別図72の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 寺町 I<br>(128010219)      | 宍粟市山崎町上寺 (別図73の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 上寺 I<br>(128010220)      | 宍粟市山崎町上寺 (別図74の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 上寺 A Ⅱ<br>(128010221)    | 宍粟市山崎町上寺 (別図75の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 横須 e Ⅲ<br>(128010222)    | 宍粟市山崎町横須 (別図76の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |
| 横須 d Ⅲ<br>(128010223)    | 宍粟市山崎町横須 (別図77の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 横須 (1) I<br>(128010224)  | 宍粟市山崎町横須 (別図78の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |
| 横須 (4) I<br>(128010225)  | 宍粟市山崎町横須 (別図79の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |
| 横須 (3) I<br>(128010226)  | 宍粟市山崎町横須 (別図80の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |
| 横須 A Ⅱ<br>(128010227)    | 宍粟市山崎町横須 (別図81の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図81のとおり |
| 大谷川 (3) Ⅱ<br>(228010048) | 宍粟市山崎町下比地 (別図82<br>のとおり) | 土石流     | 別図82のとおり |
| 上ノ段川 Ⅱ<br>(228010055)    | 宍粟市山崎町上比地 (別図83<br>のとおり) | 土石流     | 別図83のとおり |
| 金谷川 I<br>(228010057)     | 宍粟市山崎町金谷 (別図84の<br>とおり)  | 土石流     | 別図84のとおり |

|                          |                         |     |          |
|--------------------------|-------------------------|-----|----------|
| 古木谷川 I<br>(228010067)    | 宍粟市山崎町木谷 (別図85の<br>とおり) | 土石流 | 別図85のとおり |
| 木谷川 I<br>(228010068)     | 宍粟市山崎町木谷 (別図86の<br>とおり) | 土石流 | 別図86のとおり |
| 勝地川 I<br>(228010071)     | 宍粟市山崎町青木 (別図87の<br>とおり) | 土石流 | 別図87のとおり |
| 上ノ谷 I<br>(228010078)     | 宍粟市山崎町加生 (別図88の<br>とおり) | 土石流 | 別図88のとおり |
| 加生川 I<br>(228010080)     | 宍粟市山崎町加生 (別図89の<br>とおり) | 土石流 | 別図89のとおり |
| 諏訪川 I<br>(228010086)     | 宍粟市山崎町高下 (別図90の<br>とおり) | 土石流 | 別図90のとおり |
| 井塚川 II<br>(228010092)    | 宍粟市山崎町青木 (別図91の<br>とおり) | 土石流 | 別図91のとおり |
| 成岡 II<br>(228010103)     | 宍粟市山崎町塩田 (別図92の<br>とおり) | 土石流 | 別図92のとおり |
| 若杉川 I<br>(228010104)     | 宍粟市山崎町塩田 (別図93の<br>とおり) | 土石流 | 別図93のとおり |
| 段 II<br>(228010106)      | 宍粟市山崎町塩田 (別図94の<br>とおり) | 土石流 | 別図94のとおり |
| 段川 I<br>(228010107)      | 宍粟市山崎町塩田 (別図95の<br>とおり) | 土石流 | 別図95のとおり |
| 明字 II<br>(228010109)     | 宍粟市山崎町塩田 (別図96の<br>とおり) | 土石流 | 別図96のとおり |
| 岩ヶ谷川(2) I<br>(228010153) | 宍粟市山崎町横須 (別図97の<br>とおり) | 土石流 | 別図97のとおり |
| 雨ヶ鼻(2) II<br>(228010155) | 宍粟市山崎町横須 (別図98の<br>とおり) | 土石流 | 別図98のとおり |

(別図1から別図98までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年3月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年3月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月18日(月)までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス大江島店  
 所在地 姫路市網干区大江島91ほか
- 2 法第8条第2項の規定により姫路市の区域内に居住する者等から述べられた意見の概要

| 意見提出者名                                                       | 意見の概要                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 網干小学校校長<br>清水直樹<br>網干小学校PTA会長<br>山中賢作<br>網干地区大江島自治会長<br>井上佐敏 | 1 店舗の駐車場出入口が面する県道大江島太子線の歩道が姫路市立網干小学校の通学路となっており、登下校中の小学生と出入りする車両との接触が懸念されるため、登下校時間帯の交通誘導員の配置を要望する。<br>2 計画地と隣接する住宅との距離が近いため、騒音に対し十分な配慮を要望する。特に、荷さばき施設に近接する3軒について、配慮されたい。 |

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
 令和2年2月25日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 （第2工区）  
 小野市中島町字馬場崎615番2、616番、617番1、617番2、618番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 小野市王子町806番地の1  
 小野市長 蓬萊 務
- 3 許可年月日及び許可番号  
 令和元年12月18日  
 兵庫県指令北播（加土）（建）第1-23-2号（29小野）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
宍粟市山崎町須賀澤字上大坪145番1、146番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
宍粟市山崎町中井153番地7  
播磨総合株式会社 代表取締役 春名克哉
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年7月4日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－4号（1宍粟）

## 病院局公告

## 入札公告

下記の調達について次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年2月25日

兵庫県病院事業契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 平家俊男

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量  
下水道排水メーター設備管理業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
契約日から令和3年3月31日（水）までとする。  
ただし、委託期間の終了の日までに、委託者から何らかの意思表示がないときは、その翌日においてさらに1年間同一の条件でこの契約期間を更新するものとし、その後令和10年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。
- (4) 履行場所  
県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号
- (5) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。  
履行期間のうち、入札仕様要件に基づいた総額による価格をもって比較する。入札金額については、調達案件ほか履行に要する一切の費用を含めた金額にすること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 日本国内における本提案事業について400床以上の病院での実績が5件以上あること。
- (6) 病院の業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けていること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号  
県立尼崎総合医療センター経営企画部経理課  
電話 (06) 6480-7000 内線4028
  - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
令和2年2月25日(火)から同年3月2日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (3) 申込書の受付期間  
上記(2)に同じ。
  - (4) 入札・開札の日時及び場所  
令和2年3月16日(月)午前9時30分 県立尼崎総合医療センター4階第1会議室
  - (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年3月13日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の110の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年3月12日(木)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
  - (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
  - (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年3月23日(月))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
    - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
    - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。